

全国石油協会 「経営安定化特別保証」のご案内

暫定税率の廃止に伴う揮発油販売業者に対する緊急的な資金繰り対策として、経営安定化特別保証を実施します。

利用要件

次の(1)及び(2)の要件を満たす揮発油販売業者(中小企業及び個人)

(1) 次の①又は②のいずれかの要件を満たしていなければなりません。

- ①揮発油又は軽油に係る仕入数量又は売上数量について、令和7年11月、令和7年12月、令和8年1月の単月のいずれか1ヶ月の数量と前年同月の数量を比較して2%以上減少していること。
- ②揮発油又は軽油に係る仕入数量又は売上数量について、令和7年11月から令和8年1月までの3ヶ月間のうち、いずれか2ヶ月間の合計数量と前年同期間の合計数量を比較して2%以上減少していること。

(2) 運営給油所数が2給油所までの揮発油販売業者(中小企業及び個人)

保証の種類	経営安定化特別保証	
資金使途	運転資金	
借入限度額	1給油所運営 2,000万円	2給油所運営 4,000万円
保証金額	1,900万円	3,800万円
保証割合	95%	
借入期間	5年以内	
保証料率	年 0.2 %	
対象資金	1. 揮発油税の旧暫定税率の廃止に伴い、在庫評価損の発生による一時的な損失等に備えるために必要とする資金 2. その他事業運営を維持するために必要とする資金	
連帯保証人	法人企業は原則として、代表者の連帯保証が必要となります。 個人事業者の場合は、原則保証人は不要です。	

*出捐口は不要です。

*受付期間は令和8年4月30日まで、利用は期間中1回限りです。

*経営安定化特別利子補給制度が併用できます。詳しくは裏面をご確認下さい。

ご相談、お問い合わせ

各都道府県石油組合の信用保証事業担当者
又は
全国石油協会信用保証事業部

経営安定化特別利子補給制度のご案内

～暫定税率の廃止に伴う資金繰り対策として運転資金の借入をご検討中のみなさまへ～

揮発油税等の**暫定税率の廃止**に伴う揮発油販売業者に対する緊急的な資金繰り対策として運転資金の借入に係る利子の一部を補給する制度です



申請要件

次のいずれかに該当する中小企業の品確法登録揮発油販売業者

- 条件①1企業あたりの令和7年11月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件②1企業あたりの令和7年12月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件③1企業あたりの令和8年1月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件④1企業あたりの令和7年11月から令和8年1月までの3か月のうち、いずれか2か月間の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量の合計が、前年同期に比べ2%以上減少していること。

利子補給内容

利子補給率……借入利率または3%のいずれか低い率
利子補給期間……5年以内
対象限度額……1SSあたり1,000万円(ただし複数SS運営事業者の場合、2SS以降1SSあたり500万円(1企業あたりの上限5,000万円)※計算式1,000万円+500万円×(SS数-1)
【例】:11SSの場合 1,000万円+500万円×(11SS-1SS)=6,000万円
上限5,000万円⇒対象5,000万円

対象となる借入の条件

資金用途………運転資金
借入時期………令和7年11月13日から令和8年6月30日までの借入
借入形式………証書貸付
償還方法………元金均等返済(元利均等返済は不可)
借入期間………7年以内
据置期間………2年以内
借入上限………なし
*令和7年11月13日以降、交付決定前に既に借入れたものも対象
*令和8年6月30日までに借入れることが条件
*受付期間:令和8年4月30日(石油協会到着日)まで

ご相談、お問い合わせ

各都道府県石油組合の利子補給事業担当者

又は

全国石油協会 環境・経営支援部